

平成30年11月

城南衛生管理組合議会

総務常任委員会

会 議 記 録

平成30年11月城南衛生管理組合議会総務常任委員会

開催日時 平成30年11月2日(金) 午前10時  
開催場所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員(11人)

委員長	馬場 哉 (宇治田原町)
副委員長	近藤 恒史 (八幡市)
委員	太田 克彦 (八幡市)
委員	木村 武壽 (井手町)
委員	西 良倫 (城陽市)
委員	上原 敏 (城陽市)
委員	松本 義裕 (久御山町)
委員	荻原 豊久 (宇治市)
委員	真田 敦史 (宇治市)
委員	鳥居 進 (宇治市)
委員	山崎 恭一 (宇治市)
副議長	熊谷 佐和美 (オブザーバー)

説明のため出席した者

専任副管理者	竹内 啓雄
事業部長	野田 浩靖
施設部長	栗山 淳彦
安全推進室長	越智 広志
事業部理事	杉崎 雅俊
施設部次長	福西 博
総務課長	橋本 哲也
施設課長	池本 篤史
業務課長	花畑 久仁浩
エコ・ポート長谷山	
所長	馬淵 武志
総務課担当課長	別所 尚紀
クリーンパーク折居	
担当課長	田中 真宏
総務課課長補佐	白井 祥吾
クリーンパーク折居	
所長補佐	清水 信宏
クリーンパーク折居	
係長	長野 満佐志

事務局

議会事務局長 木下 敦

1) 議 題

- 1 職員給与等の状況について
- 2 組合の手数料、使用料について
- 3 組合本庁管理棟（現庁舎）の建替移転について

午前9時51分開会

○馬場 哉委員長 皆様、おはようございます。

本日は何かとお忙しい中を総務常任委員会を招集いたしましたところ、熊谷副議長並びに委員各位におかれましてはご参集をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

それでは、会議を始めます。

会議前の連絡事項についてご報告をいたします。

出席委員が11名全員であります。

それでは、ただ今から総務常任委員会を開会いたします。

初めに、理事者から挨拶の申し入れがございますのでお受けいたします。

竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 おはようございます。

本日、総務常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては大変お忙しい中、ご参集賜りまして厚くお礼を申し上げます。熊谷副議長におかれましては、ご多忙の中、ご臨席を賜りましてまことにありがとうございます。

皆様方には、日頃から当組合の業務運営に対しまして、ご理解とご指導をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日、ご報告をいたしたく存じておりますのは、「職員給与等の状況について」「組合の手数料、使用料について」「組合本庁管理棟（現庁舎）の建替移転について」の3点でございます。

それでは、本日、配付を申し上げております委員会資料に沿って、担当よりご報告を申し上げさせていただきたいと存じますので、委員各位のご指導、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

○馬場 哉委員長 ありがとうございます。

それでは本日の議題に入りたいと思います。1点目の職員給与等の状況についての説明を求めます。

別所担当課長。

○別所尚紀担当課長 それでは、私の方から、説明資料の方、3枚をご用意しております。「職員給与等の状況について」ということで、既にご承知のとおりとは存じますが、改めまして、本年の人事院勧告の給与勧告のポイントなどを説明させていただきまして、2ページ以降、本組合職員の給与の状況、再任用の状況、それから近年の給与改定の経過につきましてご説明させていただきたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

まず、1ページ目の平成30年の人事院勧告の給与改定でございますが、1つ目の四角内に今回のポイントを記載しております。

給与勧告のポイントとしましては、民間給与との較差0.16%に基づく給与改定が

勧告されておりました、四角内、給与水準改定としまして、(1)の平均改定率0.2%、俸給表の水準を引き上げ、初任給を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度の改定。そのほかは400円の引き上げを基本に改定が勧告されております。

(2)の期末勤勉手当では、民間の支給状況を反映しまして、支給月数を0.05月分引き上げ、年間合計で4.45月とし、勤勉手当に配分というふうな形でされております。

次に、下段の2の定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申し出でございます。本年、人事院は、国家公務員の定年を60歳から65歳に段階的に引き上げるための国家公務員法等の改正について意見の申し出を行っております。定年の引き上げに関する具体的事項につきましては、四角内に記載をさせていただきます。

まず、(1)の定年制度の見直しであります、現在の60歳を段階的に65歳に引き上げ、段階的な引き上げ期間中は現行の再任用制度を残すというふうにしております。

次に、(2)の役職定年制の導入ですが、新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、当分の間、60歳で管理職を外す役職定年制を導入するとされておりました、現職を外すと著しい支障がある場合は、例外的に留任を認める制度を設定するとされております。

(3)の定年前の再任用短時間勤務制の導入についてですが、60歳以降の職員の多様な働き方を実現するため、定年前再任用短時間勤務制度も導入するとされております。

最後に、(4)の60歳を超える職員の給与についてですが、民間企業の高齢期雇用の実情を考慮して、60歳前の7割水準に設定することというふうにされております。

次に、2ページ目をお願いいたします。3の本組合職員の給与の状況についてであります。これまで、本組合職員の給与につきましては、均衡の原則などに基づきまして、国家公務員の給与に準拠して改定を行ってきたところでございます。

まず、地域手当につきましては、各構成団体において支給されている支給割合を人口で加重平均したものを使用してございまして、現在、5%といたしてございまして。

(3)の表で、本年の人事院勧告どおり給与改定を実施した場合の職務の級別人数ごとの平均改定額をお示ししてございまして。1級から2級の若年層は平均で1,200円から1,000円の引き上げ、4級以上の職員は400円を基本に改定がされるところでございまして。

次に(4)としまして、勧告どおり給与改定した場合の平均的なモデル像で改定の状況をお示ししてございまして。

給与例として40歳の事例をお示ししてございまして、改定前の給料月額31万8,600円から改定後は31万9,000円、月額400円の増額となります。

この給料月額改定とボーナス支給率の引き上げ0.05月分の増の効果で、年間2万4,000円が改定の効果となるものでございまして。

次に、4の本組合の再任用の状況についてご説明いたします。本組合の再任用は、フルタイム勤務と短時間勤務、週2.5日です。こちらを基本的な勤務形態としまして、公的年金が支給されない年度の間については、原則フルタイム勤務で任用することとしてございまして。

今年度の再任用は、フルタイム勤務5人、短時間勤務13人の計18人で、職員相当数でいいますと、11.8人相当という数字となっております。

次に3ページ目に、今後の定年退職者の推移と再任用の見込みをお示ししております。今後の定年退職者数は、左の縦に示しております、今年度末の4名の退職以降、31年度以降、1名、1名、0名、3名、3名、2名という予定になっております。

表の右の方に行きまして、それぞれ再任用可能年度が5年間ありますので、無年金期間を含む年度については網かけの方で示しております。この網掛けの部分といいますのが、無年金期間、原則フルタイム任用としている年度でございます。

これら各退職年度ごとの再任用対象者を足し込みまして、一番下の欄に、各年度ごとの再任用対象者と、うちフルタイム任用の対象者をお示ししております。

最後になりましたが、参考としまして、近年の給与改定等の状況として、近年の人事院勧告に伴う給与改定の状況をお示ししております。人事院勧告におきましては、民間経済を反映しまして、平成23年度までは、減額、引き下げ基調でございましたが、26年度から、経済の回復基調によりまして、引き上げ基調というふうになっておりまして、本年も人事院勧告に準じた改定を行いますと、5年連続の引き上げ改定となる見込みでございます。

また、平成28年度からの給与制度の総合的見直しの実施など、国の給与制度を基本に職員の給与制度の適正化にも取り組んできたところでございます。

以上が、本年度の人事院勧告、それから組合職員の給与の状況等について説明させていただきました。組合における職員の給与制度につきましては、これまでから地方公務員法に定める均衡の原則に基づきまして、国や京都府、構成市町における措置を踏まえて決定してきたところでございます。

今後の給与改定に当たりまして、引き続き、それらの状況を踏まえまして、労使間での協議を図る中で決定していきたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○馬場 哉委員長 以上で説明が終わりました。質疑に入ります前に、報道機関より傍聴の申し入れがありましたので、委員長においてこれを許可しておることを報告いたします。

それでは、説明についての質問をお受けいたしたいと思えます。質問はございませんか。

山崎委員。

○山崎恭一委員 2つほどお尋ねしたいんですが、再任用ですけども、これは希望する職員はずっと100%再任用をされているのかどうかというのが1つ。もう1つは、構成市における地域手当ですが、6市町の地域手当はそれぞれ幾らか教えていただけますか。

○馬場 哉委員長 別所担当課長。

○別所尚紀担当課長 再任用の状況でございますが、平成30年で申し上げますと、定

年退職者に対して75%の職員を任用しているという状況でございます。希望者全員かというところでございますが、希望に基づきまして、選考の方を実施しておりまして、その選考に基づいて任用を行っているという状況ですが、今年度につきましては、希望の方を全員採用しているという状況でございます。

構成市町の地域手当率でございますが、宇治市が6%、城陽市が3%、八幡市が6%、久御山町が4%を支給されていまして、宇治田原町と井手町が不支給という状況になっております。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 ここに書いてある説明でいいますと、年金が出るまでは再任用で保障するというスタイルで、基本的には全員採用するようなニュアンスの説明かと思うんですが、過去に希望したけど、再任用されなかったという例もあるんですか。

○馬場 哉委員長 別所担当課長。

○別所尚紀担当課長 過去には、健康状態を確認しまして、不採用という形の実績もございます。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 健康状態が悪くて不採用になって年金が支給されないと、その人はどうやって暮らしているんですか。そんなことまでは知ったこっちゃない。

○馬場 哉委員長 別所担当課長。

○別所尚紀担当課長 そういった実績は、過去、年金の支給があった間にそういった事例がございました。今は年金の無年金期間というものが発生をしておるんですけども、過去、そういった事例がありましたのは年金の厚生年金相当部分、そちらの支給があった時代です。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 定年が延長になるというのは悪いことだとは思わないんですが、だんだん60、65となってくると、それぞれの健康状態の差異も少し目立ってまいりますので、みんなが1つということがなかなかいかない場合もあるのかなと思ってお尋ねをしたら、そういう例もあったよということです。今後、年金支給がゼロの期間も起こりますので、なかなか難しいことだと思いますけど、実質的な、半ば定年の延長みたいな形で再任用が使われる、人的な人材確保という点も意味があるかと思えます。

ただ、これは組合の問題ではありませんけども、年金の支給をどんどん遅らせてずっ

と働いておれという構造に全体になりつつあって、そのことには本当にそれで対応できるのかなという危惧は持っていますが、組合が直ちにどうこうするという事ではないと思いますが、人数も限られていますので、それぞれの職員さんたちの実情にあわせて対応していただいて、安心して働き続けられるように、かつ確実に人材が確保できるようにというバランスについてご配慮いただきたいということです。

あと、管理職員のこの「任用換」という制度ですが、これをもう少し説明をしていただけませんか。要するに、これは管理監督職員というのは課長職も入るんですか。原則的には役職は外れて再任用になるという意味ですか。書いてあるのは、バランス等で引き続き、60を超えて、管理監督職に残ることもあり得ると、そういう意味なのか。ちょっとこの3行の文章がよく読み取れなくて。

○馬場 哉委員長 別所担当課長。

○別所尚紀担当課長 我々もまだ詳細までは把握できていないところではありますが、基本的には管理職の任用換えということで確認はしているところでございます。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 ここの表現でいうと、意見を申し出たのは、これほどこがどこに意見を申し出ているんですかね。組合ではなくて人勧がこういうことを言っていると、こういう意味ですか。

○馬場 哉委員長 別所担当課長。

○別所尚紀担当課長 人事院が国の方、政府に対して申し出を行ったというふうに理解をしております。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 わかりました。主語がなかったので、ご答弁を聞いていて、組合のことではないんだなということで、参考に、人事院がこういう構想を持っているというお話をしていただいたということ。はい、わかりました、結構です。

○馬場 哉委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 数点、細かいところですけど、ちょっとお聞きしたいと思います。

まず、初任給を1,500円引き上げということなんですけど、今現在、初任給というのはお幾らなのかということと、それから、今回、給与水準改定で全体的にどれぐらいの予算がアップするのかということをお聞きしたいと。まず、その2点を。



○馬場 哉委員長 別所担当課長。

○別所尚紀担当課長 まず、初任給であります、高校卒でいきますと14万7,100円、それから大学卒でいきますと17万9,200円というところで、いずれも国家公務員の初任給に準じた給与となっております。

今回の給与改定を実施した場合の全体的な所要額は、約300万円を見込んでおります。

○馬場 哉委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 はい、金額はわかりました。具体的に高卒と大卒とおっしゃいましたけど、高卒で採用の方というのは今ここのところいらっしゃるんですか。大卒ばかりですか。採用、具体的には、いはるんですか。

それともう一つは、そこの一番下の2の(4)のところで、給与を60歳前の7割水準に設定するという事なんですけど、年々、定期昇給で上がっていきますね。大体、60ぐらいになったらどういうなって、その7割というのは、具体的に金額的なものはわかるんですかね。7割程度。その例外、5割、6割になっていますけど。

裏面で、例えば40歳は、給与例が出ていますけど、今60歳前になったら平均的に皆さん給与これぐらいで、7割程度だったら年間これぐらいですみたいな、具体的な数字というのはわかりますか。その2点。

○馬場 哉委員長 別所担当課長。

○別所尚紀担当課長 まず、高校卒の採用であります、直接、高校を卒業してすぐに組合に採用したというような実績は近年ではないというような状況で、一定、専門学校なり、民間で経験された方というのは採用した実績がございます。

それから、定年前の給与の7割支給の金額ですが、その7割支給の詳細というのは、まだまだ未確定な部分があるかもしれないんですが、定年前の年間給与、給与月額、地域手当、期末勤勉手当の試算でいきますと、大体、4級係長級で670万円程度、それが定年延長7割ということになりますと、470万円程度になるのかという試算をしております。

○馬場 哉委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 具体的なことがわかりました。それと次に、定年延長、再任用ということなのですが、2ページ目を見ますと、今、職員さんの状況で、職務の級としたら人数が1級で1人ということなので、ここのところの採用ですけど、大体、採用されてどれぐらいの応募があって、この人が新卒で1人できてきたのか、ちょっとわかりませんが、最近の採用状況は何人ほど応募されて、これ、1名とられたのか、その状況だけ、例えば昨年でも、近々でとられたところを教えてください。

○馬場 哉委員長 別所担当課長。

○別所尚紀担当課長 職員の採用の状況であります。昨年度は採用試験を実施しなかったんですけども、平成29年度、直近で2名の職員を採用しております。応募の状況ですが、62名の応募がございまして、選考に応じて2名を採用したという実績でございます。

○馬場 哉委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 わかりました。最後に、定年延長ということで、働き方改革も含めてですけれども、再任用で先ほど山崎委員の方から話がありましたけれども、組合の職員は全体で86名ということなんですけど、やっぱり、延長することによって人数的なものはそのままになるんですけど、バランスよくすると、採用のことも考えていかんとあかんと思うんです。その全体的な今後の採用についての考え方というか、再任用も含めてですけども、総数で86ということなんですけど、バランスよくとっていかなければならないと思うんですよ。組織の新陳代謝も含めて。採用についてのお考えを、今後の方針をお聞きしたいと思います。

○馬場 哉委員長 野田事業部長。

○野田浩靖事業部長 採用の方針ということでございますが、我々としたしましても、やはり、年齢構成というものは非常にバランスよく配置していきたいというふうにご考えておるところでございます。

そういう観点から、毎年、採用の方は継続して行っていきたいというのは基本でございますが、やはり、組織の状況によりまして、昨年度のように採用ができなかったというようにときもございます。

しかし、できるだけ、新陳代謝を図っていくためにも、その採用を行っていくということをご考えておりますので、今年につきましても次年度に向けての採用を実施していきたいと考えているところでございます。

○馬場 哉委員長 ほかに質問はありませんか。上原委員。

○上原 敏委員 先に聞かれた委員とかぶるんですけど、もう1回、管理監督職員の役職を具体的に教えていただきたいんです。あと、同じ2の(2)のところ、「当分の間、役職定年制を導入する」ということなんですけども、とりあえず当分の間というのは、どれぐらいで考えておられるかというのをあわせてお願いします。

○馬場 哉委員長 別所担当課長。

○別所尚紀担当課長 我々が把握しておりますのは、あくまで今年、人事院が政府に対してこういう意見の申し出を行ったというところで、そちらの詳細については把握はできていないというような状況でございます。

管理職の範囲というところでございますが、今現在、人事院の方が資料で示しておりますのは、あくまでいわゆる管理職、管理監督者ではなく管理職の範囲で示しているというような状況は確認しております。

(発言する者あり)

○別所尚紀担当課長 我々の組合の管理職の範囲としましては、部長級、次長級、課長級、主幹級、そこまでを管理職の範囲という形でしております。

○馬場 哉委員長 上原委員。

○上原 敏委員 わかりました。今の答えが聞きたかったわけなんですけど、細かいところですが、主幹級でこの役職定年対象になると、監督職の方の役職になるという理解でいいんですかね。

○馬場 哉委員長 別所担当課長。

○別所尚紀担当課長 役職定年制といいますのは、具体的な詳細というものが国の方からもまだ示されてはおりません。加えまして、公務に著しい支障が生ずる場合は、留任等も可能とする制度という形で現在は示されておりますので、国の制度を参考にしながら、組合の方もそういう導入をしていくことになろうかというふうに考えております。

○馬場 哉委員長 上原委員。

○上原 敏委員 国の方がちゃんと示してくれてないんだったら、国の方の問題かなとも思うので、あまり皆さんに言うのもあれかと思う気持ちもあるんですけど、ただ、これ、いつからやろうとされているんですか。

○馬場 哉委員長 別所担当課長。

○別所尚紀担当課長 国の方は具体的な年次というのは示されておらず、日程の準備期間を確保しつつ、速やかに実施というような、今現在はそういう状況になっております。

○馬場 哉委員長 上原委員。

○上原 敏委員 わかりました。その時期もまだということなんです。それはその時期

が迫ってくるにつれて、詳細が詰まって、しっかり導入できるときからしか、そういう心配ないという理解でいいんですね。わかりました。結構です。

最後にですけども、職員の労働組合の方とはこの話はされているのかどうかとか、そのあたり少し教えてください。順調に話をさせていただいているのかとか。

○馬場 哉委員長 別所担当課長。

○別所尚紀担当課長 本年の人事院勧告につきましては、8月10日に勧告されまして、間もなく閣議決定の方向というようなことを伺っておりまして、現時点では労組の方とはまだ協議は行っておりませんが、今後、国の法案の提出の状況でありますとか、京都府構成団体の取り組み状況を踏まえまして、これから職員団体との協議を行っていきたいと考えております。

○馬場 哉委員長 上原委員。

○上原 敏委員 わかりました。ただ、我々に一生懸命説明していただけるのも、市民に説明していただくということなので、大変大事かと思うんですけど、働いていただいている皆さんの気持ちの持ち方とかものすごく大事だと思いますので、納得し合っているか、これからもこの制度の中で頑張っていこうという気持ちの持てるような思いを持っていただけるように丁寧に話していただきますようお願いしておきまして、終わります。

以上です。

○馬場 哉委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬場 哉委員長 ないようですので、2点目の「組合の手数料、使用料について」の説明を求めます。橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 それでは、組合の手数料、使用料についてという形で、資料の方、3ページものでおつけしておりますので、そちらの方の資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

まず、1ページ目をご覧ください。一番上、1の組合の手数料、使用料の現状についてという形です。こちらでは、現在の組合の手数料、使用料の方を挙げさせていただいております。

(1)で、一般廃棄物処理手数料、こちらの方の①のし尿及び浄化槽汚泥の方を説明させていただきます。表にありますように、まず、し尿につきましては、組合が収集・運搬処分するときのうち、一般家庭から排出されるもので定期的に収集・処分するものについては、1世帯につき月額750円、それ以外のものから排出されるものの事業系に

つきましては、900までごとに1,100円であります。家庭系（世帯制）は平成8年度、事業系については昭和59年度に改正しております。その下、占有者が搬入し、処分を委託するとき、自己搬入についてですけれども、こちらにつきましては1,800までごとに1万5,000円、こちらにつきましては昭和59年度に改正しております。

次にその下、浄化槽汚泥につきましてですけれども、こちらは許可業者が搬入し、処分を委任するとき、こちらにつきまして1000までごとに98円、こちらの方は平成13年度に改正しております。

次に②のごみの表でございます。一番上、1類、土砂等につきましては、土地または建物の占有者が、こちら営業に伴う事業系のものは除きますけれども、土砂等の処分を臨時に委託するときは、100kgまでごとに1,200円あります。その下、2類につきましては、1類に該当しない可燃性または不燃性の一般廃棄物については、土地または建物の占有者が生活に伴う一般廃棄物、事業活動に伴う一般廃棄物の処分を臨時にまたは継続して委託するときは、100kgまでごとに1,500円あります。その下、3類ですけれども、処理困難物になりますけれども、当該一般廃棄物の量もしくは形態または性状によって、組合処理施設による通常の処理方法では適正処理が困難であると判断されるときには、100kgまでごとに2,250円というふうになっております。こちらのごみにつきましては、全て、平成15年度に改正しております。

次に（2）その他として、一般廃棄物処理手数料以外のものを記載しております。1ページ目と2ページ目にまたがりますけれども、まずは、許可申請手数料につきましては、浄化槽清掃業の許可申請手数料、一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料についてはともに1件につき1万5,000円、また、それぞれの許可証再交付申請手数料については1件につき9,000円あります。こちらの改正年度は平成15年度であります。

次に、行政財産使用料の土地使用料のうち、1ページ目の表の下に書いています、電柱その他柱類につきましては、1本につき1年で3,010円あります。こちらは平成14年度に改正しております。

次に2ページ目の表の一番上、電線その他上空に設ける線類につきましては、1mにつき1年で20円で、こちらについては、平成22年度に改正しております。

その下、その他の土地利用の場合につきましては、1年で当該土地の近傍類似の土地の固定資産評価額に100分の4を乗じた額であり、こちらについては昭和54年度に改正しております。

次に、公文書の写しの交付にかかる手数料につきましては、白黒複写が1枚10円、カラー複写が1枚80円、A3版を超える複写、こちらの方が1枚120円であり、平成13年度に改正しております。

2ページ目、その下、2の近隣自治体の状況であります。こちらにつきましては、近隣自治体との比較検討を考慮する必要があります。一般廃棄物処理手数料のうち、し尿、家庭系、事業系、ごみの自己搬入、こちらの方を挙げさせていただいております。まずは、①のし尿の家庭系ですけれども、当組合におきましては、世帯制という料金形態になっております。1世帯の月額が750円と定額になっておりますけれども、それに対して、他団体では定額制なり、人頭制、また従量制など、さまざまな料金形態でありますので、こちらでは管内世帯制の搬入量実績の方から、1カ月当たり1世帯180

0という形で積算した場合で比較させていただいております。

また、※で書かせていただいておりますけども、乙訓環境衛生組合管内については、人头制という形、1人150円という形でされておりますので、平均世帯人数約2人という形で積算した場合の1カ月当たりのし尿処理手数料という形で比較させていただいております。

し尿のその下、事業系ですけれども、こちらにつきましても、900当たり1,100円という形の当組合に対しまして、他団体についても従量制ですけれども、それぞれ金額は違いますことから、1カ月当たり1800という形で積算をして比較させていただいております。

家庭系につきましても、下から2番目、事業系については上から2番目という形にはなっておりますけれども、見ていただきますとおり、近隣自治体と比較しまして、おおむね均衡しているというふうには考えております。

次に3ページ目をご覧ください。③ごみ自己搬入という形で書かせていただいております。当組合は100kgまでごとに1,500円となっております。各団体、それぞれ金額設定が違いますので、1t当たりのごみ処理手数料で比較させていただいております。

なお、※に書かせていただいておりますように、乙訓環境衛生組合については、現在は1t当たりで積算しますと、1万4,000円となっておりますけれども、改正後につきましては、平成31年4月から1t当たり2万3,000円という改正予定がされているという形になっております。

平成31年度4月以降という形で考えますと、下位から2番目という形で、おおむね近隣自治体とは均衡していると考えております。

次に3の今後の対応ということで書かせていただいております。一般廃棄物処理手数料につきましては、人口減少、処理量の減少、世帯構成など社会情勢の変化を踏まえまして、受益者負担なり近隣自治体の均衡、こういった面の両面を考慮した処理手数料の検討が必要と考えております。それぞれの手数料につきましては、前回の改正から一定期間が経過しておりますことから、現在の処理経費なり、近隣自治体との比較、こういったことを行いながら、現状に応じた手数料の改定、制度の見直しの検討が課題であるというふうには考えております。

また、消費税率が平成31年10月に10%に引き上げられる予定であるということも踏まえまして、処理手数料の見直しが課題となっているところでございます。

以上、簡単ではございますが、組合の手数料、使用料についての説明とさせていただきます。

○馬場 哉委員長 以上で説明が終わりました。

それでは、質問をお受けいたします。質問はございませんか。山崎委員。

○山崎恭一委員 1ページ目の2のごみのところの通常の処理方法では適正に処理が困難と判断されるときというのは、どういうものを含んでいるんですか。アスベストの入ったものとか、ダイオキシンとか、バッテリーとか、そういうものなのか。ちょっとど

ういうものが具体的に対処するのか教えていただけますか。

それと、現在、政府が企図している消費税の10%になって、軽減税率等、そういうのがややこしくなるんですけども、軽減税率の適用をされる可能性のあるものというのは、この手数料の中にあるんですか。

○馬場 哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 軽減税率の関係になりますけども、申しわけない、私どもの方でも軽減税率がどこまでかというのはまだあれなんですけども、今回の処理手数料に関しては軽減税率の対象になるという形にはなっていないというふうには……。

○馬場 哉委員長 竹内専任副管理官。

○竹内啓雄専任副管理者 軽減税率の関係ですけども、地方公共団体の手数料、使用料は基本的にはこれは課税はされません。課税はされておられません。軽減税率の対象になるとかならないとか以前の問題です。

というよりも、間接的には課税されるんですけども、納税しなくてもいいという形になっているんですよ。

ただ、我々が消費税がこういうふうにして、3%、5%、8%、今度10%になっていくという中で、我々組合として工事を発注したり、物品を購入したりするときには、全部その税金を上乗せしてお支払いをしております。したがって、工事請負業者の方は8%の税金を、それは納税されております。その分は我々が発注者として負担しております。

つまり、我々のコストについては消費税の分が3、5、8、そして今後10%と、その分だけコストが膨らんでいるということですね。

そういう関係から、本来、地方公共団体、国の手数料、使用料につきましても、消費税は基本的には転嫁をして、使用料、手数料を定めなさいよという基本的な考え方がございますので、このような形で今後そういうことも予定されておりますので、今一度、手数料、使用料を見直す必要が課題としてあるということでご報告させていただいているということでございます。

○馬場 哉委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 処理困難物ですけども、実績的にはございませんでして、近年ですね。今、ちょっと資料の方を用意させていますので、返答の方はいましばらくお待ちいただきたいと思います。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 処理困難物は資料が来てからで結構です。消費税のことは先にもお答え

いただいたことで、公共料金でも上下水道なんか課税が起こったりするのかなと思っていますが、特別地方自治体の手数料ですから、そもそも直接には消費税の対象にはならないとおっしゃるように、コストには反映してきますので、それが実証されたら、今書いてある要因以外の手数料にかかる新たな要因が発生するということかと思えます。

これ、資料、よくわかるように出してもらってありがたいんですけども、例えば、し尿でいうと、まあいうたら、亀岡周辺は高いと、南部は大体こんなもんだと、乙訓は特別に安いと、こういう資料ですよ。

だから、これで特別に上げんならんいうし尿の家庭はならないし、事業系はまさしくそれを少し作業を縮めた程度で、南部でいうと、組合、やや高いぐらいですから、特段上げる理由にはならないかなと。

ごみについては、これは大体、西隣の枚方はわりと安くて、東隣の大津が少し高いと。北隣の京都は大体一緒、隣接する京田辺もほぼ一緒ですから、これも周辺から見ると、おおむね平均的かなということで、こうした資料を見せていただくと、近隣との比較では特段上げる理由はないのかなと思っています。

ただ、組合の場合は、そう切羽詰まった言い方をされませんが、私どもの宇治市なんかではお金が足らん、足らんと、この間、一斉に70施設の値上げをしました。今後、無料のものを次々有料にしようかと、ごみも回収を有料にしようかと、施設の持っている大きな駐車場は軒並み有料、駐車場料を取ろうかと、ともかく取れるものはどこからでも取ろうかという話が町内を渦巻いています。

ただ、私はそのときに、自分ところ、金足らんから何でも取ったろうかというのは、本当は公共事業の手数料というのは、事業単位でいうと独占企業ですから、足らんから上げたんだというのはそれだけでは、そっちは足りない。周辺の自治体の状況やコストの問題もありますが、支払う側の住民の事情というのも当然考慮に入れるべきではないかと思っています。

先ほどの企業会計が民間企業とも並行してということではありますが、あれでも月額にしたら、民間企業もこの間、1,000円ほど上がったかどうか、それにスライドして組合の職員給与も上げようかという報告だったかと思うんですね。そういう程度のときに、宇治なんかでいうと、手数料を値上げしたのは20から30%値上げしたんですね。それは、毎年のごとではありませんから、給料が0.1%しか増えないのに20%も手数料を上げてどうするんだという単純には言えないところがありますが、そうした住民の収入状態、経済状態や給与水準といったことも考慮して、手数料や収入は考えるべきだと思います。

ここに出ていない要素ですので、その点も当然、考慮に入れられるかどうかについてお考えをお聞かせください。

○馬場 哉委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 今のご質問とあわせて、先ほどのご質問との関係ですが、ちょっと私の言い方が少し誤解を受けたらいかなので補足させていただきます。

課税されていないというふうに、私は言い切りしましたが、理念的には課税はされ



ているけども、同時にそれは控除されて、その税金を納めなくてもいいという形になっているというのが地方公共団体一般会計の手数料、使用料でございます。

ただ、企業会計の場合は別でございますので、企業会計の場合はまた別の考え方があります。ですから、団体によっては一般会計の使用料、手数料でも、条例上、使用料を外税にして明確に分けているところあるようには聞いております。うちの場合はそういう形にしておりません。

私が知る限りでは、一般会計の使用料、手数料については理想的には課税されているけども、消費税かかっているけども、それは同時に控除されて、税金を納める必要がないと、こういう形になっているということでご理解いただきたいと思えます。

それと、コストをどの程度使用料、手数料に反映していくかということなんですけども、例えば、し尿なんかで考えますと、これはどんどんどんどんし尿の収集世帯が少なくなってきたりしております。だからといって、処理場をそれに応じて規模を縮小していくわけにはいきませんので、その処理量が減っていてもある程度かかるコストというのは、基本的には一定のコストがかかってくるので、結果としてし尿の処理量が減ったり、ごみの処理量が減ることによってコストがどんどん上がっていくという形になりますけども、そこはやはりそれを直ちに受益者負担の方に転嫁するというのは基本的にはいろいろ考える必要があるだろうと、このようには考えております。

それと、一般的な職員の人件費等について、これがどういうふうにもコストに反映するかということなんですけども、その辺の部分については全体のトータルのコストの中に入ってくるんじゃないかと思えますので、検討する余地はあるんじゃないかと、基本的には考えています。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 おっしゃるとおりだと思うんですけど、僕が言った職員の給与というのは、住民の給与水準がほとんど上がらないのに手数料を10%も20%も上げるのは、極力避けるべきだという意味です。

それと、組合の場合は、財政のお金の入ってくる方が、いわば、わりと弾力的といえますか、必要な経費を組んだら、その予算を組んだら、その経費は分担金としてお支払いいただくと、大きな事業は峠を越すと分担金は下がっていくと、大きな事業をやろうとすれば分担金は上がるというのは、そういうことを繰り返してきたかと思うんですが。

構成自治体本体でいうと、収入の予測を立てて、収入の上限の中でどう事業をやりくりするかという発想で仕事をしていますので、組合はそれとは少し、必要なことはやるんだと、一層のことは分担金で払ってもらおうんだということ、まさか金のなる木が6本立っていると思ってられるとは僕も思っていないんですけども、そこは十分に考慮して、長期計画の中で、例えば分担金は長期変更になりますよということを6市町との合意をつくりながら、実質的にはある程度収入の上限も意識しながら立てていくということは必要かと思っております。

それはまた、あとの庁舎のところで少しそういう発想も考慮しながら論議をしたいと思っております。

また、先ほどの資料が出てきた段階でお答えいただいたら結構ですが、今、とりあえず聞くことは。

○馬場 哉委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 済みません、お待たせしました。実績の確認をしていたので遅くなりました。

自己搬入の手引きというのがございまして、これの中で処理困難物としては木材類、じゅうたん及びカーペット類、木材類については径20cm以下で、長さ2m以下に限る、ただしというあたりで、一応想定はされています。搬入の実績はないということで確認をしています。

以上になっています。

○馬場 哉委員長 松本委員。

○松本義裕委員 ごみ収集に関してはわかったんですけど、今年ずっと地震とか台風の災害があったと思うんですけど、例えば、久御山町でしたら、町で一括集めたりとか農協もちょっと補助をされたりしているんですけど、組合さんとして、個人的に搬入された場合に、全部が全部引き受けてもらえるのかわからないんですけど、費用が発生しますよね。そういった部分で、例えば助成されて半額はもちますよとか、そういう取り組みというのはなかなか難しいんでしょうか。

○馬場 哉委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 その点に関しましては、各市町の方でまず受けておまして、基本的には、基本的にといって、市町の判断なんですけど、減免という措置がされているというふうに聞いておりますけども、それでよろしいですか。

○馬場 哉委員長 松本委員。

○松本義裕委員 久御山町ばかり言ってあれなんですけど、期限が決まっていて、終わったりしている場合があるんですよ、いつまでに持ってきてくださいとか。その後に掃除されて発生したごみとかも、直接持ってきてほしいという話になったときに、そういった部分についてはどうなんですかね。受け入れてもらえないんでしょうかね。

○馬場 哉委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 基本的には、まず市町の窓口に申請されまして、その後、行き先をどこにするんやと、例えば可燃であればクリーン21であるとか、不燃であればリサイクルセンター長谷山であるとか、指示はされまして、搬入されるものですので、うち

の方に直接というのは基本的にはないかなというふうには思っておりますが。

○馬場 哉委員長 松本委員。

○松本義裕委員 例えばなんですけど、特別な対応ということで、そういったことはなかなか、どうしても市町村を通さないと受け入れてもらえないというのは原則としては動かせないような形ですか。

○馬場 哉委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 重ねて申しますけども、基本的には各それぞれの市町の方で受け付けて考えておられまして、期限が切っていたというのはちょっとこちらの方でも確認、認識しておりませんので申しわけないんですけど、そのあたりはそれぞれの市町の方で、管内それぞれの住民に関しての対応をされていると思いますので、組合の方で独自というのはなかなかしづらい。議題の方では考えてもいいかなと思いますけども、今のところその考えにまでは至っていないのが実情かなと思います。

○馬場 哉委員長 ほかに。真田委員。

○真田敦史委員 この組合の手数料、使用料ということで、今後の課題ということで現状を知っていただくということで、この資料をつくっていただいているとは思いますが、その中でもう少しだけ詳しく教えていただきたいのが、それぞれし尿及び浄化槽等の部分で、金額1世帯当たり750円ということでされたりとかしているんですけど、それぞれのし尿とか浄化槽、ごみの1類、土砂2類、3類、そのほかの許可申請手数料等の、今、29年度で結構ですので、総額どれぐらいの額がかかっているのかというのを現状わかりますか。

○馬場 哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 29年度の収入ということで、し尿の家庭系1世帯750円という形ですけども、こちらの方が3,462万8,220円、その下の事業系、こちらの方が2,866万1,600円。大きいところになりますと、浄化槽汚泥、こちらの方が2,570万5,792円。ごみの方が1類94万5,600円、2類3億6,996万7,500円。3類の方はございません。

以上でよろしいでしょうか。

○馬場 哉委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 先ほど、自己搬入分が抜けておりまして、補足させていただきます。自己搬入収入が29年度ですと、189万円となっております。

以上でございます。

○馬場 哉委員長 あと、手数料の方も。橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 行政財産使用料の土地使用料を3つ合わせまして、123万4,977円、公文書の写しの交付手数料、こちらの方が4,260円となっております。

○馬場 哉委員長 真田委員。

○真田敦史委員 その中で、今、30年度ということ、今総額出ていると思うんですけど、近年、この29年度のところと合わせて、ずっとこのような流れで来ているのかなというふうに思っているんですが、その30年度は、今感覚的なこと言うたら申しわけないんですけど、そこら辺のところが増えそうなのか、減りそうなのかというところの部分は、大まかでいいんですけど、どういう感じなのかなというのがありますか。難しいのはようわかるんですけど。

○馬場 哉委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 30年度についてはまだ私も把握をきちっとしておりませんが、過去から見ますと、基本的に行政財産使用料、こちらの方はほぼ平行的に推移しているという状況であります。し尿の手数料については、世帯制、従量制なりともありますけれども、やはり下水道が進捗してきますので、毎年減ってきているという状況になっています。まだ若干減り方が少し小さくなってきているかなと思います。ごみの方に関しましては、基本的に過去5年ほど見ますと、大体3億5,000万円から3億6,000万円というところで、平行的に推移しておりますので、30年についてもおおむね横ばい傾向なのかなというふうには見ております。

○馬場 哉委員長 真田委員。

○真田敦史委員 その中で、現状を分析されて、消費税含めて課題だということで、今後検討見直しが必要だということでおっしゃられているんですけど、ここって、要するに、他市とも含めていろいろ検討しなければいけないんですけど、ここって、まだ消費税が10%来年上がるという中で、これ、見通しを計画的に、その計画等いろんなことをしていかなあかんんですけど、この見通しというか課題を検討していくことの中で、タイムスケジュール的にどういうふうにお考えなのかな、この手数料のところ、議論を進めていく上で、その消費税10%で検討です、課題ですと言いながら、ちょっと言葉を濁されている状況があるんですけど、正直、そのところも含めて、年度、どういうふうなことで議論されて進めていこうというふうにお考えなのかなというのを、どうでしょうか、言いにくいところもあるのかもしれないですが。

○馬場 哉委員長 野田事業部長。

○野田浩靖事業部長 ご質問、確かになかなかお答えしづらい部分ではあるんですが、やはり、我々といたしましては、見ていただきましたように、改正年度が昭和の時代から変わっていないというものもございます。そういうものもある中で、1つの契機として、次年度ですけども、10月に消費税が上がるということもございますので、そういうところを含めまして検討せんなん時期に来ているのではないかと感じているところでございます。

しかし、グラフに示しておりますように、近隣との当然比較もしていかなあかんと考えておりますし、やはり、今後の処理コストはどういうふうに移していくんかと。当然、値上げをさせていただくにつきましては、我々といたしましても、歳出をできるだけ削減して、その中で住民の方にもご負担をいただくという形を持っていかなあかんのではないかなと考えているところでございます。こういう形で、まずは現状をお示しさせていただいておりますし、やはり、実施に向けてもう少し検討が当然必要だと思っておりますし、もしもさせていただく場合につきましては、当然、議会に対しましても丁寧な説明をさせていただき、その後、住民への周知をやっていきたいと考えておりますので、いつ頃ということにつきましては、少しご容赦願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○馬場 哉委員長 真田委員。

○真田敦史委員 今、ここに書いてあるとおり、人口減少の中でいろいろな課題が出てきている中で、考えていかなければいけないというのは十分理解できるんですけど、ただ、やっぱりそういうようなことを変わっていくときに、どれだけ丁寧な対応をしていくのかというのはすごく大切なことやと思うんです。突然、数字だけ出てきて、はい、変わりました、値上げですとかなってしまうと、やっぱり不信感につながったりとか、反対にそのごみのところの部分も、本当はある程度、ごみを出していただければ運営できひんのに、もうこれ、お金かかるから反対にごみを出さんところとかいって、そういうようなことで城南衛生の運営が難しくなったりとかいうことも含めて、そのところ、きちっとタイムスケジュールを示して、いろんなことを丁寧に慎重に対話していただきたいということを強く思っていますので、このようなことで現状で先に出されているということは、そういうことも含めてお考えだということは思っていますので、そこは本当に丁寧にさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○馬場 哉委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 先般、宇治の方でも、いろんな、ごみ袋の有料とか、もろもろの今のご時世の中でそういった議論が出たときに、今のご意見もございましたけども、まず何をすべきかと、行政側でできることはやってからしなさいよという意見が出ているんです。

それで、この間、城南衛管では人員の削減とか、内部で相当業務の省略とか、いろんな改善を図っておられたことは事実だと思うんですよ。その間で、いろいろございましたけども、それが行き過ぎなのかどうなのかという意見もございましたけども、ある一定、この昭和の時代からの料金とか、そういった改定する時期じゃないかと、私は思うんです。

もう1つ、宇治の中で意見があるのは、例えば、し尿の家庭系の月額750円が下水道の進捗について、この金額はものすごく違うのでそのまましておいた方が得じゃないかという意見も一方ではあるんですよ。そんなことも含めると、衛管独自で、これ以上、やはり事業全体として組合自体で収入をどうするか、負担金だけで依存する体質から少し脱却してやっていく必要が私はあると思いますので、これはある一定の時期ではやらざるを得ないというふうには私は思います。ただ、丁寧な説明等を含めて、真田委員と同じことなんですけど。

私がもう1つ言いたいのは、いつも申し上げているように、そうすれば、長谷山のところで事業所さんが土日開けてくれという話を以前から言うてますよね。そういったことは、やはり料金改定とともにサービス向上の一環ですれば納得しはることなんですよ、私が思うのは。その辺は十分考えていていただきたいというふうに思うんですけど、お尋ねしてよろしいですか。

○馬場 哉委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 委員さんの方から常々受付の課題については、ご指摘をいただいているところでして、我々も研究をさせていただいているということです。今いただきました意見も含めて、今後、研究なり進めていきたいというように考えております。以上です。

○馬場 哉委員長 荻原委員。

○荻原豊久委員 研究もいいですけど、ぜひとも同時にやっていただきたいと思います。おそらく先ほどもタイムスケジュールの話がございましたけど、年度がわり等、いろいろ今の時点ではご説明がなかなかご報告が難しいかと思いますが、2月も議会もございまして、年度にあわせて新たな取り組みをされるんだしたら、そのときに同時にぜひともやっていただきたいと思いますので、強く求めておいて、終わりたいと思います。

○馬場 哉委員長 ほかに質問ございませんか。太田委員。

○太田克彦委員 至極単純な疑問点があるのでお聞かせいただきたいことが2点あるんです。先ほど、処理困難物の質問等があつて、実はこういうものが処理困難物の中に含まれますということを説明されたんですけど、その処理困難物ということで、当然、その処理費用も金額が2,250円ということで高い金額が設定されています。その中身はというと、木材、じゅうたんうんぬんということが出ましたね。

これは通常の処理方法では適正に処理が困難と判断されるということの中にこれが含まれている。例えば、木材は通常の処理では困難なものなんですかね。そういうふうになるんですかね。

その辺の部分と、それと処理困難物は最終的にはどういうふうな処理をされるのか、処理が困難なものほどどのように処理されるのか教えていただきたいと思います。

それと、先ほどからずっと手数料の引き上げに関する質疑が出ているんですけど、おそらく来年の消費税、10月にアップされる時には消費税率2%分はおそらくアップということにはなってくるんでしょうけど、そこで懸念するのがひょっとしたら類似の質問になってくる可能性もあるんですけど、通常、流通業あたりを見てると、一般の分ですけど見てると、それこそ便乗値上げということが最近よくニュース等でも取り上げられたりします。

この消費税を上げる分についてはそれはやぶさかではないなと思うんですけど、例えば、昭和年代から平成に入ってから分から改定されたという部分、今、平成30年度ですから、昭和からすると相当年度があいてしまっている、先ほどからもやぶさかではないなという委員さんの質問もありましたけれど、例えば、それまでの期間、今日までの期間の間で、料金の見直しを検討しなければいけないというような時期があったのかどうか。それを来年の消費税が上がるときに、税率のアップも含めてになるんでしょうけど、制度の見直しの検討が、手数料の改定、制度の見直しの検討は課題となっているということ、おそらくこれはそのときにあわせて、それが一番の大きな金額を変更する、改定する分については大きな、ある意味、こういう言い方をしたらおかしいかもしれないですけど、チャンスというふうに捉えてはるのかなと思うんです。

ただ、長い期間の間で見直しが今日まで行われてこられなかったというのは、見直しが必要なかったというふうなことも捉えられるのかなと思うんですけど、どうしても消費税以外の部分で、いやいや、この時期に消費税2%上げますよと、それで実はここに書いてあるように、人口減少うんぬんということも考慮して、じゃ、プラス何ぼぐらい上げていこうかということも検討されるのか。今まで上げる必要なかったからそれは別にいいんじゃない、消費税の分だけでいいんじゃないかと、単純に思ってしまうこともあるんですけど、その辺の考え方はどうなんですか。

○馬場 哉委員長 竹内専任副管理者。

○竹内啓雄専任副管理者 消費税との関係のとこだけ、ちょっと私の方からお答えさせていただきます。消費税が3%になりましたのが平成元年、5%になったのが平成9年ぐらいですか。8%が平成26年ぐらいになって、今度、来年10月に10%予定されているということで、必ずしも消費税が上がったときに、今日お示ししておりますそれぞれの手数料の改正年度を書いておりますけども、それにあわせて上げているわけでも決してない。トータルとしてそれだけの消費税の分は我々の処理コストに膨らんできていますので、そういったことも踏まえて、それぞれの手数料、使用料について、それぞれのときで、制度的な改正があったり、し尿でも人頭制から世帯制に変えたり、あるいはごみの手数料も減量していこうということで、国の方針に基づいて、減量適正処理化

という条例を一斉にそれぞれの団体に整備したときにあわせて、それぞれ改定してきたということですので、消費税が変わったから直ちにそれを契機として値上げをしようという意味合いで今日ご説明しているわけではございません。これまでのいろいろな消費税のこともありですね。そして、それぞれ改定した年度も随分古いものもありますので、やはり、一定の節目節目で使用料、手数料は見直しをしていくべしという基本的な考え方に基づいて、今日、具体的なスケジュールというご質問がありましたけど、具体的なスケジュールは持っているわけではございません。

その中で、我々としては一般の市あるいは町であれば、先ほど山崎委員からありましたように、歳入があって、その歳入に見合っただけでどういうふうにするかということ、常にこういった手数料は、歳入と歳出との関係の中で、歳入に大きな部分を必要部分として、常におそらく検討もされて、しかるべき時期に見直していかれているんだと思いますけども、我々としてはなかなかそういうこれだけの歳入だからこれだけの事業にしようという、ある意味ではそういう市町のようなシビアな予算議論というのが正直できておりません。

だから、かといって、今までの改定がこういう形であるものはしてたり、あるものはずっとしてなかったりという状況になっていますので、やはりそれは節目節目で見直していくべきでないかということで、こういう形でご説明させていただいているところで、これまでかつてどの時点でどういった見直しをしたかということにつきまして、ちょっと私はその時点その時点でどういったふうにしたかまで正確に承知していないことで、その点についてはお答えはできないんですけども。

基本的な考え方は、やはり我々一部事務組合であっても、その全体の処理コストはどうなのか、世間一般のそういう社会経済状況はどうなっているのかということを見ながら、使用料、手数料、わずかではありますけど、見直していくべきではないかという考えでご説明させていただいているということです。

○馬場 哉委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 処理困難物についてのご質問がありましたけども、基本的に実績がない中であるんですけども、もし仮に入ってくるとするならば適正に処理できるところに委託することになるのかなと考えているのが1つと、処理困難物といいましても、うちで処理できないというだけじゃなくて、時間がかかるので処理が困難だという部分もあるのかなというふうにも思ってます、いずれにしてもできなければ外部処理になるのかなというふうにも思っております。

以上です。

○馬場 哉委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 先ほど、委員さんが疑問に思われたのは、例えば木材だと、そんなものの処理困難物になるのかというような疑問やったというように思います。我々、その焼却工場を含め、施設で処理する支障のない大きさというのを定めています。それ



以上の大きな木材は処理困難になりますよということで定めさせていただいているということでもあります。

以上です。

○馬場 哉委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬場 哉委員長 ないようですので、3点目の「組合本庁管理棟（現庁舎）の建替移転について」の説明を求めます。田中クリーンパーク折居担当課長。

○田中真宏クリーンパーク折居担当課長 それでは、「組合本庁管理棟（現庁舎）の建替移転について」と書いてある資料に基づきましてご説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。これまで、本庁管理棟につきましては、折居清掃工場の更新にあわせて折居エリアに建替移転させることを基本としてきたところですが、今後、具体化に向け、財政計画と合わせてさらに検討を進め、計画案を取りまとめたいと考えております。

現時点における考え方について、以下のとおり報告いたします。1、まず、現庁舎の課題です。現在の組合本庁管理棟、以下現庁舎と言わせていただきます。昭和57年12月に旧沢第2清掃工場の管理棟として竣工した後、管内の環境行政の拠点として重要な役割を果たしてきましたが、次のとおり課題を有しております。

管理機能面としまして、特に今から述べます2つ、上に書いている2つが大きな課題と考えております。各処理施設と現庁舎が遠隔地に分散立地しており、各面で業務が非効率となっております。組合は、し尿の処理から成立しまして、長い歴史の中で、ごみ処理事業、資源化事業を順次拡大してっております。平成30年度からは、し尿の処理は行わず、受け入れと下水投入に変更したことにより、事業構成の比重が、し尿処理からごみ処理・リサイクル事業へ転換し、本庁が遠くに位置することにより、施設管理及び危機管理機能の一体性が欠如しております。経過年数により老朽化するとともに、ユニバーサルデザイン、またはIT化等への対応ができておりません。

次に危機管理面です。旧耐震基準による設計施工のため耐震性に問題があります。有馬・高槻断層の地震による想定震度分布図で震度7、木津川浸水想定区域図で5m以上の浸水の災害リスクがあり、災害発生時の指揮本部機能の確保ができません。

なお、先ほども言いましたが、現庁舎の建設は昭和57年12月で築35年です。鉄筋コンクリートづくり2階建てで、延床面積は1338㎡です。旧沢第2清掃工場の管理棟として付設されたものです。

次に、2ページ目をご覧ください。2、建替移転の必要性和意義です。先ほど述べました現庁舎の課題に対応し、一層効率的かつ安心・安全な事務執行に期するものとし、リサイクル工房機能の一部を折居エリアに移転させ、利便性の向上を図るとともに、本庁、工房が担っております広報・啓発機能の一体化を図り、環境啓発拠点としての積極的な情報発信、活動を展開します。構成市町施策との連携強化や新たな住民・大学と

の連携、協同関係の構築を図り、地域とさらなる循環型社会の構築に向けた活動を進めます。

3、新庁舎の規模などです。新庁舎としては、現庁舎と同程度の規模を想定しております。工房部分は、エコ・ポート長谷山のリサイクル機能の一部移転を考えています。なお、現在のエコ・ポート長谷山のリサイクル工房の面積は900㎡です。

4、建替移転事業の事業工程です。まず、基本計画を策定します。次に測量や土質調査等を実施します。それから、実施設計を行いまして、建設工事に着手し、完成後建物の使用を開始します。おおむね4カ年程度かかると考えております。

以上、簡単ではございますが、組合本庁管理棟（現庁舎）の建替移転についての説明とさせていただきます。

○馬場 哉委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。太田委員。

○太田克彦委員 新庁舎を建設されるということについてうんぬんというものはありません。理解しております。特に、このリスクのことを考えますと、想定できるかなと思うんですけど、以前に何の機会でしたか、聞かせていただいたことがあるんですけど、現本庁舎のその後の活用は何か具体的にイメージができておられるのかどうか、そんなことをここでお聞かせいただいても大丈夫ですか。

○馬場 哉委員長 田中担当課長。

○田中真宏クリーンパーク折居担当課長 現時点では具体的な案がまだできているところまでにはいっておりません。

以上です。

○馬場 哉委員長 太田委員。

○太田克彦委員 現時点ではということなんですけど、当然、おそらく今後何らかの活用、ひょっとしたら解体ということも考えていただかなければいけないことにはなってくるかなと思うんですけど、どうなんでしょう、利活用の方向なのか、それとも、例えば何らかの業務の一部の機能の中でここはどうしてもこの現状のまま残しておかなければいけないとか、何らかそういうことで明らかにわかっている部分というのはあるんですか。

○馬場 哉委員長 杉崎事業部理事。

○杉崎雅俊事業部理事 先ほど、少し説明をさせていただいたんですけど、し尿からごみの転換ということもございますけど、現庁舎の業務内容としては昭和37年からここし尿処理工場として始まった経過がございまして、今後についてもし尿の処理はしない

と言いつつも、し尿の受け入れ、毎日、バキュームカーの受け入れをしなければなりませんし、それに基づいて一定の前処理をした後、隣の洛南浄化センターに下水道投入をします。なおかつ、運搬経費の公平化という意味合いでごみ中継業務もここで受け入れをしているというような現状もございますので、ここについて、基本的にそういった機能、し尿の受け入れなりごみの中継運搬機能はこの先も続いていくんじゃないかというふうに考えております。

○**太田克彦委員** わかりました。基本的に司令塔であります本庁舎というのみの移転であるということだけで捉えたらいいわけですね。確認させていただきたいと思って。答弁は結構です。

○**馬場 哉委員長** 山崎委員。

○**山崎恭一委員** 庁舎の移転の必要性について書いていただく……。委員会で庁舎の建替の話、少しまとまったお話を聞くのは初めてかなと思っております。これはそれなりに整合性があるかと思うんですが、先ほどもちょっと言いかけていたつもりなんです、組合全体の施設の更新のテンポだとか、かかる費用だとか、例えばこの庁舎についてもおおむね4年とありますけども、いつ頃までに基本的なコンセプトを決めて、どういう手法でどこに建てる、どれぐらいの費用を見積もっているというぐらひは議会にはどのようなタイミングで報告があって、その後、どういう段階を構想されておるかという、そういうステップといいますか、スケジュールについてはそろそろお示ししたいと思うんです。今、検討されているところですから、すぐに最終案が出ないのはもっともだと思っています。

それとあわせて、例えば長谷山は10年過ぎましたので、長寿命化とかいづれやってくる更新とかいうのはどうするのかとか、そのときのごみの処理量はどれぐらいで予測を立てているのかとか、最終処分地についてどういう見通しを持つのかとか、中継基地をどんなふうにならしていかしていく、つくる、維持する、そういう先ほどから話題になっている、1つ手前のやつでも、今後の処理量と手数料の推移だとか、長期計画というのがあまり論議をした覚えがないというか、自分も2年単位でかわっていますので、合間のところでやっていたのかと見てたら、別にしてなさそうだったので、ちょっとそういうものをベースにしてお互いに論議をしていくということが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○**馬場 哉委員長** 杉崎理事。

○**杉崎雅俊事業部理事** その辺の長期の事業計画なり財政計画のご心配はもっともな話で、組合の財政運営の基本的な方針としてできる限り、構成団体さんへの分担金の平準化を行うというのは財政運営の大原則というか基本的な方針として考えております。

この間、リサイクルセンター長谷山の資源化の更新なり、クリーンパーク折居の折居清掃工場の更新という大きな事業はこの間乗り越えてきたというか、行ってまいりまし

た。先ほどおっしゃいましたように、今後、クリーン21長谷山とかでしたら、10年以上たってきますので、長寿命化なり老朽化の対応が必要になってくると考えております。

その中で構成団体への負担の平準化も重要な要素になってきますので、そういう組合の事業計画なり、財政計画を今後十分検討を踏まえながら、本庁移転についてもいつの時期が最も適正なのかというのを今後検討しつつ、また議会の方にお示ししていきたいと考えております。

○馬場 哉委員長 山崎委員。

○山崎恭一委員 大きな視野で考えていくことも必要ですし、具体的にやっていくのも必要だと。可能かどうか、僕、すぐにはわからないんですけども、例えば清掃工場が2つあると、両方とも同じメーカーがいいのか、違うメーカーで少し競争していただく方がいいのか、こういう研究も差し迫って更新がということになっていくと、なかなか論議しにくくなっていきますので、基本計画の中でそういう点についてもご検討いただけたらと。

同じような管理組合方や直接市がやっているところにしても、2つ工場を持っているところだと、あえて違うメーカーにしているところも現実にあるようですし、一緒の方が無駄が少ないという面もあったりもするようですから、そうしたことの検討も含めてそもそもどういうあり方をということは、ぜひ我々議会の方も含めて、しっかり論議をした上で、腰を落ち着けて個々の課題に取り組むという構想をつくっていく必要があると思いますので、またそうした計画についても近々こういう構想でという話をいただければと思っています。これは要望しておきます。

○馬場 哉委員長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○馬場 哉委員長 特にないようでございますので、以上をもちまして、本日の議題は終了いたしました。

なお、本日の委員会の発言については、速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合は、委員長において精査いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時23分閉会